

放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に関するQ & A

【令和7年4月1日現在】

NO.	事業名	該当項目	質問	回答
4	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	研修を実施する翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。
5	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体（都道府県、指定都市又は中核市。以下、「都道府県等」という。）が適当と判断した場合に可能となる。例えば、大学等の最終学年の在籍や資格取得が見込まれる状況が考えられる。
6	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。
7	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	研修対象者の範囲について。「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということですか。	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。なお、都道府県・市町村内の放課後児童支援員の充足状況や、研修会の定員を踏まえて、優先順位をつけて研修受講者を選定することは可能と考える。